

# 市民後見人No.13

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.23)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

会事務所／東京都品川区小山 5-16-9 睦荘 101 号室(月・水 10-16 時のみオープン)

TEL : 03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)

FAX : 03-3786-6326 (24 時間ファックス対応専用です)

MAIL : [info@shimin-kouken.net](mailto:info@shimin-kouken.net) ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

## 平成 20 年度第 2 回定期総会

# ●出席者は「ご連絡を」●

## 中心テーマは「会の今後の運営」

前号で、平成 20 年度第 2 回定期総会を 3 月 22 日(日)に開催することをお知らせしましたが、品川区大井 1-14-1、大井 1 丁目共同ビル内の品川区社会福祉協議会会議室で、13 時開会、16 時閉会の予定です。

21 年度の事業計画案や収支予算案の審議を行った後、法定後見及び任意後見の実践報告を担当会員が行いますが、審議と報告を 1 時間以内に終え残りの時間を、「会の今後の運営」をテーマに討論したいと思います。

皆さんご存知のように、当会は発足後 1 年経過したとはいうものの、NPO 法人の運営経験者ゼロ、資金ゼロというところからスタート、会員相互の知恵と協力で試行錯誤しながら活動を進めています。

一方で、「社会の目」は、私たちが掲げる「市民後見人」の運動に大きな期待を寄せています。その期待度は、全国的にみて私たちのような運動体が少ないために、私たちが考えている以上に過大なものがあります。

討論では、そうした期待に応えるため、①事務局体制をどう強化するか②各会員の居住地でどのように活動を展開するか——など、当会が抱えている問題を全員で話し合いたいと思います。

そこで、会員の皆様に以下の A、B 2 点について事前協力していただけるようお願いいたします。

A : 準備のため**出席・欠席のご連絡を今月末までに、メール**(あて先は、本紙

題字下のアドレスです。このメールの返信機能は使用しないでください。メールアドレスを持っていない会員は、**ファックス**でお願いします。

B : 出・欠に係らず、討論で①②を含め問題提起したいことがありましたら、その要旨をご連絡ください。寄せられた要旨の中で同じようなものがありましたら、事務局で事前に調整、密度の濃い話し合いをしたいと思います。0 なお、総会に提出する議案書については、出来上がり次第送付します。

## ■18人が入会、計 70 人に■

1 月 23 日(金)-25 日(日)に開催した「市民後見人養成講座・新規研修」に 56 人が参加、終了生 46 人のうち新年度からの入会者を含め 18 人が入会を希望し 4 月からの会員数は 70 人となります。

2 月 9 日現在の会員数(今年度会費納入者)は計 57 人(うち品川区在住者 27 人)です。

### ■新会員の皆様へ■

会報は、原則、月 1 回を目標に主に事務局から会員への連絡用に 1 枚のみ発行しています。迅速で経済的なことからメールアドレス所持会員に会員メール網([kouken-s@yahoogroups.jp](mailto:kouken-s@yahoogroups.jp))で送信、それ以外の会員にはファックスまたは郵送で送っています。会員から事務局へのメールでの個別のご連絡は、会報題字下の「[info@shimin-kouken.net](mailto:info@shimin-kouken.net)」をお使いください。会員メール網で返信すると、メールを登録している会員全員にその内容が表示されますので、**ご注意ください**。(文責・古賀)